第百六十四条第二項第一号中「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の座席であって保安基準第22条の３第１項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに」を「及び」に改める。

第百九十一条第二項中「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を削る。

第百九十五条第五項第一号中「後写鏡」の下に「及び後方等確認装置」を加える。

第二百十一条の二第三項中「600㎜以内のできるだけ前端」の下に「（自動車の前端からの距離が2,400㎜以内の位置に、600㎜以内の間隔で25㎠以上の大きさの反射器が取り付けられている場合にあっては、2,400㎜以内のできる限り前端）」を加え、「80％」を「70％」に改める。

第二百十二条第三項第五号中「ないこと。」の下に「ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。」を加える。

第二百十三条第三項第六号中「ないこと。」の下に「ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。」を加える。

第二百十七条第三項第一号中「（以下「非常灯」という。）」の下に「又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火」を加え、同項第四号中「又は」を「、」に改め、「あった場合」の下に「又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合」を加える。

第二百十八条第二項に次の一号を加える。

十四　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第二百十八条第三項に次の一号を加える。

八　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第二百十八条第六項に次の二号を加える。

十九　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

二十　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

第二百十八条第七項に次の一号を加える。

九　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第二百十八条第十二項中「電光表示器」の下に「、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器」を加える。

第二百二十四条第一項各号列記以外の部分中「左外側線」を「外側線」に、「以下、本条」を「以下この条」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

第二百二十四条第一項第五号及び同条第二項を削り、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては第１号から第５号までの基準に適合するものであればよい。

一　カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二　カメラ（地上1.8m以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。

三　車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

四　画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。

五　画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。

六　後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

第二百二十四条第十項中「第８項」を「第９項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ　走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ　車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあってはこの限りでない。

二　第２項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ　走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ　運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。